

平成30年 第7回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年7月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第7回会議議事録

- 1 開催日時 平成30年7月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
9番委員 星 野 榮 一 11番委員 森 下 一 郎
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 原 澤 真 治 郎 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江
- 7 会議に附した事件
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第25号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第26号 農用地利用配分計画案に関する意見について
議案第27号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について

協議事項・報告事項

- (1)制限除外の農地等異動通知書について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会
頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に9番委員星野榮一・11番委員森下一郎を指名し議事に入る。

続きまして、議事に入ります。

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明

をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号、1番、〇ですね。畑2筆、3条移転ということで、〇の〇〇さんに売買でという案件です。担当委員さんの報告をお願いいたします。

1番委員

1番、榊武重です。場所は〇の北側のところにある〇があるんですが、〇線を横切って、くぐってすぐのところでございます。その場所は、〇〇さんは住所が〇になっておられると思いますが、もう生活の基盤は〇に置いておられる方で、こちらに実家というか、大きなうちがあるんですが、そこにおうちを見たり、時々は来て何かあると管理をなさっているようですが、基盤的にはそちらにあって、かなり土地は多くある方ですけれども、皆さんにできたら使っていただきたいという、自分でも管理し切れないということだそうです。

それで、〇〇さんは、すぐそこが今見えているおうちが自宅なんですよ。こちらの北側のほうが今のところの申請地ですけれども、〇〇さんが管理し切れないものですから、自宅の近くにあり、しょうがないから草を刈って、当初は草を刈っておられたようです。刈ってもいいかということで、だんだん草を刈っているだけじゃしょうがないからということで、梅をつくってもいいかと言ったら、ただでつくらせてくれるならつくってもいいというお話もあったようですが、先ほども言ったように〇〇さんのほうで管理をいろいろし切れないので、できたらそちらでとっていただけないかというようなお話をいただいて、今回の申請に至ったようでございます。

今は梅の木のほかに下のほう、耕作していてちょっと大豆がつくってあったかな。ここのところ大豆がつくって今もあると思います、現状ではですね。

それで、〇〇さんに耕作はいかがでしょうかと言ったら、できる限り頑張っけてやっていきたいということをおっしゃられたので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま榊委員より説明をいただきました。

この案件について、質問、意見等がございましたら挙手の上発言願います。いかがでしょうか。

17番委員

17番、内海ですけれども、どなたか亡くなった、お年寄りが自宅を構えていた場所ですか。

- 1 番委員 | いえ、そうではなくて、上のちょうど囲ってありますね。あそこのうちがありますよね。あそここのところに1人いたんです。その方が亡くなられて、やはりそれは実家なんですけれども、今発表しようかどうかと、これは民々のことでございますので、あちら用意していたんですが、お話の中では伺っておりますが、これは壊して宅地になっているようなのか、その辺は税務課に聞いてみないとちょっとわからないのですが。
- 1 7 番委員 | それは、じゃ壊す、ゆっくり。
- 1 番委員 | いや、それは話し合いがまだ済んでいないので、〇〇さんと〇〇さんではなくて、〇〇さんとそちらで話をつけてくれと〇〇さんはおっしゃっていました。その決着はまだついていないのでということでございます。
- 1 7 番委員 | わかりました。
- 議長 | 今回の申請地には関わらない。
- 1 番委員 | 本人は全部何とかしたかったんですが、これ宅地でありましたんで、これもちょっと聞いてみました。ここにうちがあるけれども、どういう格好でと言ったら、ちょっと今話をいただいているだけけれども、こちらに子供さんだかお孫さんだか、そちらの親戚あたりがその方とお話し合いをなされているということ。
- 1 7 番委員 | 子供さんはいないと思った。めいっこさんか何かのほうに。
- 1 番委員 | はい。何か遠くのほうにおられるそうですね。
- 1 7 番委員 | その解決はしていない、そこは考えない。
- 1 番委員 | はい。今のところ含まれていないと思います。
- 議長 | 1 番のほう別になっていますので、そこに至っては1、2、3となって、今回はそもそも2筆になっています。
- 1 7 番委員 | わかりました。
- 議長 | ほかにございますか。皆さん、よろしいでしょうか。
(「なし」の声)
それでは、許可と決めます。
続きまして、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 | 3ページをお開きください。
議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、〇2筆について、〇〇さん、〇〇さんの農地を〇の〇〇さんに住宅用地として利用したいという案件です。

担当委員さんの報告を求めます。

1番委員

1番、櫛漈でございます。

場所的には、〇から〇方面に向かって途中、〇があるんですが、そこ道路挟んで右側に駐車場がありまして、その奥です。それから、先ほど地主さんで3条申請で出ていました〇〇さんの土地で、このところに売地なんていう看板もちゃんとつくってあって置いてあったんですね、実は。そういうことで〇〇さんの的には処分したいという状況のようです。たまたまそこに〇〇さんがこの土地を見まして、本人が気に入られ、農業的には周辺のその辺も考えたんですが、周りはこちらのように全部住宅で囲まれた西側というか、南側は駐車場で、農業に及ぼす影響というのが考えられなかったので、これは仕方ないなというふうな判断をいたしてきた次第です。以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件について、意見等ありましたら挙手により発言願います。

いかがでしょうか。ちょっと変形の土地なんですよ。

1番委員

はい。それと2筆またがっていて状況見たんですけども、〇〇さんもございますが、これだけ残っていてもしょうがないと本人も同意したようでして、その辺の話は〇〇さんからいただいたと言っておりました。〇〇さんが自分で処理したいとか、〇〇さんにご相談を持ちかけたということでございました。そのように伺っております。

11委員

すみません、真ん中は何になるんですか。

1番委員

それがですね、本人にも聞いてみたんですが、これは水路なのか、僕もちょっと確認をとらなかつたんですが、あえて聞かなかつた。本人もそれは承知はしているようです。

11委員

はい、わかりました。

議長

事務局のほうで。

事務局

補足させていただきます。先ほど言われた真ん中の筆ですが、もともと無番地でした。相談を〇〇さんから受けたときに無番地で、この土地を含めて一体的に売り払いたいというような予定があり、ここをどうしたらいいかと。それで県の土木事務所にも相談したら、払い下げなりして地番を確定させてくださ

いというような形で、このたび30年2月13日付で〇〇さんが宅地として払い下げを受けられて、今現在3-2という番地が振られて、ちょっと図面ではないんですけども、登記上は3-2ということで110.3㎡ということで受けられております。

11 委員

了解しました。

1 番委員

今は無番地と言ったけれども、官地ということ。

11 委員

無番地で所有者がいるという無番地で、俗に言う国有地じゃないと言っていましたね。

1 委員

官地ではなくて。

11 委員

官地ではない。管理者はいるんだけど、地番がない。〇〇さんが今までずっと一緒に一体的に管理をやっていたんだけど。

1 委員

わからないと。

11 委員

要するに昔の図面つくったときの接合みたいな穴があいているところで、そういうのがあるんです。

(発言する声多数あり)

議長

ほかにございますか。

なければ、許可相当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、許可相当といたします。

続きまして、番号2番、〇の水田ですけども、〇〇さんの土地を〇〇、一時転用です。担当委員さんの報告を求めます。

1 番委員

1番、櫛漕です。

先ほどのところからかなり北に向かいまして、左側に見えるのがもとの〇でございまして、その真向かいになりまして、これは途中までできているんですけども、歩道を整備するための一時転用をお願いしているものでございます。

水田から東のほうに見える〇〇さんかな、あの辺のところでは水田がちょっと見える感じですが、資材置き場とそれから資材と事務所と重機を置く、これまでの面積が要らないんですが、こちらでというわけにもいかないので、全部お借りすることにしました。水田が見えますね。そちらには迷惑をかけないし、それから現況復帰で返さなくちゃならないので、その時点では鉄板を敷いていきますという、鉄板というか、鉄の何か敷くものがある、それを敷いていくので現況復帰ができますということでございまして、そちらに費用をかけないように不動産のほうに被害が及ばないように使用していただきたいという旨を伝えております。そういうものがプレハブとかそういうものが出たら、また見させてもらいますということをつけ加えて帰ってきました。

以上です。

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの案件について質問、意見等がありましたら挙手により発言願います。いかがでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なければ、次の案件に移ります。</p> <p>続きまして、番号3番、〇、田、所有権移転・売買で一般個人住宅用地、担当委員さん、報告お願いいたします。</p>
5番委員	<p>5番、廣田です。</p> <p>農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。場所的には〇から北へ70mぐらいのところですが、畑のようにはなっていますが、実際周りには家が建っていてあります。それで7月5日夕方、現地調査をいたしました。このように家が建っていて、周りに建っています。現地は、北、東、南は隣接する家に囲まれています。ただし、西側は田んぼになっていますが、境界にこのようなコンクリートが施工済みでした。7日に〇〇さんの自宅へ行き意思確認をいたしました。</p> <p>1として、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、設計図、残高証明、融資見積書が確認できました。7月7日、意思も確認でき、許可がおりてから住宅着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。</p> <p>2、申請面積の妥当性ですが、申請面積は319㎡で周辺の利用状況からも適当と思われます。</p> <p>3、周辺農地の営農状況の支障の有無ですが、現地は北、東、南は道路、隣接家に囲まれています。西側は田んぼになっていますが、境界にコンクリート施工済みで連続性のない農地で、支障は発生する見込みがないと思われます。</p> <p>4、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、周辺は道路、隣接家、境界にコンクリート施工済みで囲まれ、想定される被害等はないと思われます。</p> <p>5、その他想定される懸案事項は、特に見当たりません。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま廣田委員より報告いただきました。</p> <p>この案件につき質問、意見等ございましたら挙手により発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>なければ、許可相当としたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>許可相当といたします。</p> <p>続きまして、番号4番、〇、地目は畑、所有権移転・売買、駐車場として利用したいという話であります。</p> <p>担当委員さんの報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>9番の星野栄一です。</p> <p>7月7日に現地確認と聞き取り調査を行っております。</p>

場所は〇、〇から左に上がっていくんですけども、〇線200mぐらい〇側に行ったところなんですけど、〇という川があるんで、その右岸になります。この地図でわかりますかね。川の小さな平らなところに家が建っているわけなんですけども。昭和39年ごろに〇〇さんが土地を借りて家を建てたということなんですけど、平成3年にその土地を買って、家を建てかえています。そのころから駐車場として利用していたと。そこは玄関から西側になるんですけども、一歩、二歩踏み出すと、その農地になるというような場所です。平成5年ごろからずっと借地して利用していたということでもあります。

譲渡人の〇〇さんですが、自宅は今留守で娘さんと話ができたんですけども、〇〇さんは先月末ごろに入院してしまったということなんで、娘さんと少し電話でのやりとりだったんですけども、少し話を聞くことができました。〇〇さんが高齢のため、土地を見直していたところ公簿上の畑を発見したということで、平成3年におうちを買った数年前ですので、写真の中で、その上に鉄塔があるんですけども、擁壁が15m近くあるんですけども、その下ですので、ほかに利用する方もいないと思われますので、〇〇さんにその旨を打診したところ、転用して売買という打診が得られたということでもあります。そのほか目的とか、妥当性とかというのも妥当だと思われます。周辺の農地といっても50mぐらい西側に行くと田んぼですか、保全管理されているような田んぼがあるんですけども、距離はありますので、その辺のところは、問題はないかなと思います。平成5年ごろから駐車場として利用できませんかということで、今回問題はないかなと思われます。

説明は以上なんですけど、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま報告をいただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら挙手により発言を願います。ありませんか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当としたいと思います。

続けまして、議案第25号農用地利用集積計画に対する意見について、事務局よりお願いします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第25号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件13件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は使用貸借の通年2万861㎡、畑は賃貸借の通年8,819㎡、使用貸借の通年1万8,889㎡、合計4万8,569㎡です。貸し手は13戸、借り手は3戸でございます。設定期間は、田10年、畑5年、10年です。

8ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、8ページ以降11ページまでありますので、確認してください。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、承認と決めます。

続きまして、議案第26号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いいたします。

事務局

12ページをお開きください。

議案第26号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件7件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、番号1から3ですね。〇と〇の農地ですね。〇の〇〇さん、担当委員さんの報告をお願いします。

13番委員

13番、小池です。

7月1日に農地を見てまいりました。もともと〇〇さんから相続されて、〇〇さん、〇〇さんが借りていたんですね。今回は公社から借りる。状況も住宅から100m以上も離れているし、ほぼ全部畑の状態です。今トウモロコシをつくってました。本人にも確認しました。特に問題がないので、貸し付けを継続し、貸し付けの適否は適当だと思います。以上です。

11委員

11番、森下です。

〇の2番と3番について。現地、これについては既にもうずっと前から〇〇さんが借りて、飼料用トウモロコシを栽培している箇所です。それで、今回機構法に基づく、今まで個人対個人でやっていたんですけども、基づく貸借に切りかえようということで、今まで栽培していた内容については、今までと変わることがない、特に問題はないと思います。飼料用トウモロコシを現在も栽培しております。以前からずっとつくっていた。土地の所有者と栽培者が全然変わらないのと、機構が間に入って貸借になる条件変更なものですから、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

ただいま1番から3番までご報告いただきました。何か質問等ございますか。

(「なし」の声)

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

続きまして、番号4番から7番まで、〇の畑についてですね。〇〇さんが権利の設定を受ける者という、関係委員さんから報告をお願いします。

15番委員

15番、原澤です。

7月4日に〇〇さんのところへ行ってお話を聞いてきました。今までも何回かあったんですが、従来借りていたところを公社を通して借りるということになっただけのことで、特別問題はないと思われます。以上です。

議長

ありがとうございます。

今まで借りていたところを今回、中間管理機構を通すということだけです。この案件について意見ございませんか。

(「なし」の声)

なければ、承認と決めます。

続きまして、議案第27号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について、事務局より説明お願いいたします。

事務局

16ページをお開きください。

議案第27号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準(下限面積)の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による50aにかわるべき面積を適用する区域並びにその面積を次のとおり定めたいので決定を求める。

次のページをお開きください。

別段面積の基準(下限面積)の設定について。農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定します。

農業委員会は、毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっておりますが、最近において農用地移転の相談も多くなっており、今年度の下限面積(別段の面積)の設定を以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第17条第1項に基づくもの。方針、旧新治村(東峰・師田)は、現行の下限面積40aの変更は行わない。理由、地域の農業者の経営規模は比較的大きいため。

方針、旧月夜野町(下津・上津)及び旧新治村(須川・新巻・羽場)は、現行の下限面積30aの変更は行わない。方針、旧月夜野町(後閑・師・真庭・政所・月夜野)は、現行の下限面積10aの変更は行わない。

旧月夜野(石倉・上牧・下牧)及び旧水上町(藤原・綱子・幸知・湯桧曾・大穴・吉本・鹿野沢・小日向・高日向・小仁田・川上・湯原・阿能川・谷川)旧新治村(猿ヶ京温泉・湯宿温泉・布施)は、現行の下限面積10aの変更は行わない。理由、平成26年4月において、農地台帳の統計数値で、各地域の農家の占めるおおむね4割の範囲まで下限面積を下げたため。

(2) 農地法施行規則第17条第2項に基づくもの。方針、旧月夜野町(小川・奈女沢・大沼)及び旧水上町(粟沢・向山・寺間)及び旧新治村(永井・吹路・相俣・入須川・西峰須川)は、現行の下限面積10aの変更は行わない。理由、遊休農地が多いため。

なお、次のページにおきまして、告示文書の案をつけさせていただいており

ますので、ご確認をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
何か意見があれば。

事務局 すみません。補足で、施行規則（１）と（２）で何がということがあるかと思いますが、（２）のほうでは、通常は（１）でも施行規則第１７条第１項というものが通例なんですけれども、第２項で定められているものというのが耕作放棄率が３０％以上、または高齢化率が３５％以上の地域で、担い手が不足している地域というような捉え方で考えていただければと思います。以上です。

議長 意見ございませんか。
なければ承認ということよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、承認と決めます。
議案は以上です。
続きまして協議事項・報告事項に入ります。
協議事項・報告事項の（１）農地法第５条第１項のただし書き規定による届出についてお願いいたします。

事務局 １９ページをごらんください。
報告事項になります。農地法第５条第１項のただし書き規定による届出について報告いたします。
◇（議案書・番号１、朗読説明）
以上でございます。お願いします。

議長 ありがとうございます。

事務局 これが既存の堤体ですよ。その地図に青く塗られたところ。堤体の前に買収した農地をつぶして補強していくというようになります。

１１番委員 前に出すんだよね。

事務局 ここは山林なんですけれども、〇〇さんという方から承諾を得てここにある土をですね、堤体で浚渫した土をここに一度仮置きして、まぜたものをここに堤体として使っていくという方法だそうです。ですので、やはりこちら辺の農地がそのまま。なので、浚渫した土をこのまま残土として排出しなくてもいいと。ここで再利用できる形で使っていきます。またこっちのほうがまた秋口、多分稲刈りが終わってから浚渫をさせていただきたいと、県の事務局から話があるという形になります。以上です。

議長 すみません。
その他何かありますか。
（「なし」の声）

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時20分〕